十一　無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十二・十三　（略）

（削る）

十四　（略）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二　給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員及び平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。

一～三　（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条　給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一～七　（略）

（削る）

八　（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条　（略）

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一～八　（略）

九　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九若しくは第八十九条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割

十一　無給福島復興再生特措法派遣職員（福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定により派遣されている職員（以下「福島復興再生特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十二・十三　（略）

十四　無給平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員（平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定により派遣されている職員（以下「平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員」という。）のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）

十五　（略）

（特定管理職員としない職員）

第四条の二　給与法第十九条の四第二項の規則で定める職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち給与法第二十三条第一項に該当する職員以外の職員、派遣職員、法科大学院派遣法第十一条派遣職員、福島復興再生特措法派遣職員、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法派遣職員、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員及び平成三十七年国際博覧会特措法派遣職員（第四条の四第一項において「派遣等職員」という。）を除く。）以外の職員とする。

一～三　（略）

（勤勉手当の支給を受ける職員）

第七条　給与法第十九条の七第一項前段の規定により勤勉手当の支給を受ける職員は、同項に規定するそれぞれの基準日に在職する職員（給与法第十九条の七第五項において準用する給与法第十九条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）のうち、次に掲げる職員以外の職員とする。

一～七　（略）

八　平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法派遣職員

九　（略）

（勤勉手当に係る勤務期間）

第十一条　（略）

２　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。

一～八　（略）

九　負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病若しくは補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病（派遣職員の派遣先の業務上の負傷若しくは疾病又は補償法第一条の二に規定する通勤による負傷若しくは疾病を含む。）又は官民人事交流法第十六条、法科大学院派遣法第九条（法科大学院派遣法第十八条において準用する場合を含む。）、福島復興再生特別措置法第四十八条の九、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第二十三条、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第十条、平成三十七年国際博覧会特措法第三十一条若しくは判事補及び検事の弁護士職務経験に関する法律第十条の規定（以下この号において「特定規定」という。）により給与法第二十三条第一項及び附則第六項の規定の適用に関し公務とみなされる業務に係る業務上の負傷若しくは疾病若しくは特定規定に規定する通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかつた期間から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日、勤務時間法第十三条の二第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部